## 東京都歯科技工士養成所指導要領

平成27年8月21日27福保医人第936号 改正 平成30年3月7日29福保医人第2546号 改正 令和3年10月15日3福保医人第1788号

# 第1 設置計画書に関する事項

養成所を設置しようとする者(学生の定員を増加しようとする者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書(学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書。以下いずれも「計画書」という。)により、知事に提出すること。

- 1 設置者の氏名、住所及び履歴(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び定款又は、寄附行為)
- 2 養成所の名称
- 3 位置
- 4 設置予定年月日(定員の変更にあっては、変更予定年月日)
- 5 入学予定定員(定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員並びに変更の 理由)
- 6 長の氏名及び履歴
- 7 収支予算及び向こう二年間の財政計画

## 第2 一般的事項

- 1 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和31年厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)第2条第1項に基づく指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請を行うに当たっては、申請書を知事に提出すること。
- 2 1の申請を行うに当たって、一学級の定員が指定規則第2条第5号に定める定員数 を超過する場合は、開設しようとする日(変更の承認にあっては、変更を行おうとす る日)の6か月前までに、別添1を知事に提出すること。
- 3 設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか法人であることが望まし く、かつ、その法人は営利を目的としないものであること。
- 4 学則には、少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。
- (1) 設置目的
- (2) 名称
- (3)位置
- (4)修業年限
- (5) 学生定員、学級数
- (6) 学科課程
- (7) 学年、学期、休日
- (8)入学時期
- (9)入学資格

- (10) 入学志願者の選考
- (11) 入学手続
- (12) 転入学
- (13) 欠席、休学、復学、退学
- (14) 成績考査、進級、卒業
- (15) 入学検定料、入学金、授業料、実習費等の学費
- 5 敷地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及 び環境は教育上適切であること。
- 6 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 7 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。
- 8 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 9 指定規則第4条に基づく変更承認申請書等又は第5条に基づく定期報告書の提出については、歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所の指定事項の変更手続きについて(昭和55年4月1日歯第29号)又は歯科技工士学校養成所指定規則第5条の規定に基づく報告について(昭和54年1月16日歯第3号)に基づき、確実かつ遅滞なく提出されること。

なお、指定規則第5条に基づく定期報告書の提出に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

#### 第3 学生に関する事項

1 学則に定める学生の定員が遵守されていること。

なお、指定規則第2条第5号ただし書の規定により一学級の定員が同号に定める定員数を超過する場合は、教員数、授業方法、学生一人につき必要な教室数等の面積、教育用機械器具等に留意した上で、学生数に応じた教育体制を確保すること。

- 2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができる者であることを証する書類調査書を提出させること。
- 3 入学の選考は適正に行われていること。
- 4 入学は学年の初めに行い、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その措置は、 学則の定めるところにより厳正に行われていること。
- 5 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進 級又は卒業を認めないものとすること。
- 6 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されていること。
- 7 入学時の健康の状態の把握、入学後の健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保 健管理上の必要な措置が講ぜられていること。

### 第4 教員及び事務職員に関する事項

- 1 昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとにそれぞれ所定の 専任教員がおかれていること。
- 2 専任教員は、各学年各学級ごとにおき、学生の指導に支障をきたさないようにする こと。

- 3 専任教員のうち一名は教育に関する主任者(教務主任)とし、歯科医師又は歯科技工士がこれにあたること。昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとに教務主任がおかれていること。
- 4 教育上必要な教員数が確保されていること。
- 5 一教員当りの教育担当時間数が過重にならないこと。
- 6 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育 の経歴のある者であること。

なお、歯科医師が担当することが望ましい授業内容については、歯科医師が担当すること。

7 原則として専任の事務職員がおかれていること。

# 第5 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める学科課程が確実に実施されていること。教育実施については、 別添2に基づいて行われていること。
- 2 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況が把握されていること。
- 3 授業方法は単独授業によるものとする。ただし、科目により支障のない場合は合同 授業を行ってもさしつかえない。
- 4 歯科技工実習及び歯科理工学実習は養成所内において実施されること。
- 5 夜間の課程を設置する場合は、修業年限を3年以上とし、1日における授業時間は 4時間を超えないものとすること。
- 6 単位制について

歯科技工士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1)単位の計算方法

# ア 基本的計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

## イ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2)単位の認定

単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を習得していることを確認する必要があること。

7 授業内容については、現状の歯科技工技術に即した内容となるように配慮すること。

### 第6 教室に関する事項

- 1 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 2 教室の面積は、学生1人につき1.65㎡以上であり、かつ一教室の総面積は24. 75平方米以上であること。
- 3 専用の基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。

- 4 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室の面積は、学生1人につき2. 31平方米以上であり、かつ一室の総面積は34.65㎡以上であり、電気、ガス、 水道等の設備が備えられていること。
- 5 図書室、鋳造研磨及びポーセレンについての実習が実施できる実習室を有すること。 この場合、図書室はおおむね20㎡以上であること。

なお、鋳造研磨及びポーセレンについての実習が実施できる実習室は、他の実習室 と併用しても差し支えない。

また、更衣室 (ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有すること が望ましい。

6 前記の他、便所、給湯設備等が備えられ、校舎の各室は、採光、換気等が適当であ り、学習上、保健衛生上及び管理上ふさわしい環境であること。

## 第7 教育用機械器具、標本、模型及び図書に関する事項

- 1 教育に必要な機械器具、標本及び模型は、別添3を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。
- 2 基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図書雑誌は、1,500冊以上備えられていること。この場合雑誌は一巻を一冊として算定するものとすること。
- 3 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

# 第8 その他の事項

養成所新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

#### 第9 広告及び学生の募集行為に関する事項

- 1 広告については、申請書(設置計画書)が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中(設置計画中)であることを明示すること。
- 2 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

附則

- 1 この要領は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについて は、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条第2号 の指定を受けている歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を 修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、改正後の東京都歯科技工士養成

所指導要領に係る第3から第7まで並びに別添1及び別添2の規定にかかわらず、なお 従前の例によることができる。

附則

この要領は、令和3年10月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別添1 (歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知) (令和3年3月31日付2文科高第1341号及び医政発0331第71号厚生労 働省医政局長、文部科学省高等教育局長及び同省初等中等教育局長連名通知)別添 のとおり)

別添2及び別添3 (歯科技工士養成所指導ガイドラインのとおり)